

常任委員会 所管事務調査

総務常任委員会

総合計画、財政、自治振興、危機管理等に関わる委員会です。

厚生文教常任委員会

市民の生活と福祉、文化やスポーツ、教育に関わる委員会です。

1月18日に委員会を開催し、所管事務調査1件、報告5件について執行部に資料の提出と説明を求め、質疑等を通して調査を行いました。

陶芸の森前私有地の取得について

市の方針

- 県の信楽窯業試験場を陶芸の森前に移転することは、県・市・産地にとって有益である。
- 市が陶芸の森前私有地を全筆取得し、それを県の試験場用地と等価交換する。



Q 県から新しい窯業試験場の建設にかかる私有地を正式に取得したいと申し出があったのか。

A 県との考え方の整合については、県と市で合意をしている。その中で文書的なものが必要になってくる場合には、それらの文書についても合意していく。

Q 県事業に市が率先しなければならぬ理由は。

A 現窯業試験場用地は、老朽化が著しい信楽にここに



取得する陶芸の森前私有地

園の移転先として活用を考えている。その代替地として、陶芸の森前私有地の上の段を交換するため土地を購入しようとするもの。残りの土地については駐車場と催事スペースとして有効に活用したい。

Q この土地は、宅地、山林、原野、保安林となっているが、それぞれの単価は。

A これだけの筆と種別があるが、一団の土地の単価である。用地審査会、公有財産取得委員会等で決められた上限を基に、地権者と関係者を含めた交渉にあたりたい。他に一般会計と土地開発基金での取得について。土地単価の根拠についてなどの質疑があった。

ICT先行導入校における活用状況等について

1月15日、2月1日に委員会を開催し、ICT先行導入校における活用状況や図書館サービス計画(第2次計画)案など各種計画について調査を行いました。

先行導入校(平成27年度から)

・伴谷東小学校

- 児童用タブレット 40台(H27)
- 教師用タブレット 8台(H29)
- 電子黒板 1台(H29)

・土山小学校

- 児童用タブレット 40台(H27)
- 教師用タブレット 7台(H29)
- 電子黒板 1台(H29)

・甲賀中学校

- 生徒用タブレット 40台(H27)
- 教師用タブレット 8台(H29)
- 電子黒板 2台(H29)

今後の方向性

- ・WiFi環境の整備
- ・ICT支援員の配置
- ・ICT活用、プログラミング教育推進委員会の設立
- ・ICT機器の整備(平成31年度)
- 児童・生徒用タブレット (1台/5人)
- 教師用タブレット(各校約7台)



児童・生徒5人に1台整備されるタブレット

今後の課題

- ・教師用タブレットの整備
- ・大型ディスプレイの整備

各種計画(案)について

- ・図書館サービス計画(第2次)
 - ・子ども読書活動推進計画(第3次)
 - ・自殺対策計画
- これらの計画についてはいずれもパブリックコメントを実施し、策定される予定となっています。

常任委員会 所管事務調査

産業建設常任委員会

産業、建設、観光振興、上下水道、生活環境に関わる委員会です。

2月7日に委員会を開催し、所管事務調査として市道新町・貴生川幹線内貴橋整備工事、信楽大橋橋梁長寿命化修繕工事の現地調査、報告案件として、市道等の現状について信楽ニュータウンの市道等の現状（現地）、陶芸の森前私有地の取得（現地）、甲南駅橋上化工事の現状について調査及び報告を受けました。

内貴橋工事現場視察

現在架け替え工事の進む内貴橋を視察した。現在の内貴橋は昭和10年に架けられ、老朽化が進み、架け替えの工事が進められている。新しい橋は、橋脚を10本から4本に減らし、緩やかなアーチ形状を描きながら橋の高さを上げる設計になっている。これは、川の水の流れを良くし、氾濫を防ぎ、また川の水位が上昇した時に道路の高さを

水が超えないようにしたもの。平成25年の台風18号では、滋賀県内各地で水害が起き、甲賀市においても信楽や貴



平成30年度に完成の橋脚



架け替えが進む内貴橋の完成予想図

生川周辺等で大きな被害が出た。この時、内貴橋のかかる野洲川でも水位が危険な水域まで上昇した事が、新しい橋の設計に反映されている。

内貴橋の工事は平成28年から用地買収が進められ、平成30年度より工事に着手している。平成30年度は4本の橋脚の内、2本が設置された。全体の完成予定は令和5年度の予定。

議会改革推進特別委員会

さらなる議会基本条例の具現化を

2月8日に委員会を開催

昨年の同委員会では政治倫理条例の制定、タブレット導入によるペーパーレス化に取り組み実施した。次のステップとしては、タブレット導入後、議員活動や議会活

動に有効に活用されているかの検証や、開催方法を変えた議会報告会の結果を踏まえて今後のあり方などが課題。

また、議会の広聴活動として、市民の声をいかに反映させていくのか、ということが議会の責務であり、広聴に取り組むことなど、さらなる議会基本条例の具現化を目指すことを確認した。

開票事務

不正調査特別委員会

2月8日に委員会を開催

経過および現況、第三者委員会の答申、最終答申後の選挙事務改善の取り組み、そして、これまでの委員会での質疑や指摘や提案についての返答などを選挙管理委員会事務局に資料の提出と説明を求め調査を行った。

主に市と選管が3人の弁護士に委託した関係職員への聞き取り報告書の開示について意見が集中したこと。聞き取り内容を確認することにより、事実認定される部分やできない部分が確認でき、当委員会

として検証が進む。そのことにより職員の意識改革や市行政の組織風土の醸成につながると考える。公開できない理由として次のことが挙げられた。

- ・供述内容が一致せず食い違っている箇所がある。
- ・時間が経過しており、記憶の限界の中で答えている部分がある。
- ・その当時に職員が感じた事や推測の部分もある。
- ・公表を前提とした聞き取りでないため公表すべきでない」と判断。

（3月29日付で3人が公職選挙法違反で起訴され、1人は不起訴）